

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 関係法令の施行から2か月後（6月30日）、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

【お問合せ先】

県税事務所	電話番号	住所	所管地域
宇都宮県税事務所	028-626-3003	宇都宮市竹林町1030-2 栃木県庁河内庁舎 1階	宇都宮市 上三川町
鹿沼県税事務所	0289-62-6203	鹿沼市今宮町1664-1 栃木県庁上都賀庁舎 1階	鹿沼市 日光市
真岡県税事務所	0285-82-2135	真岡市荒町116-1 栃木県庁芳賀庁舎1階	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木県税事務所	0282-23-3411	栃木市神田町6-6 栃木県庁下都賀庁舎 1階	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
矢板県税事務所	0287-43-2171	矢板市鹿島町20-22 栃木県庁塩谷庁舎 1階	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町
大田原県税事務所	0287-23-4171	大田原市中央1-9-9 栃木県庁那須庁舎 1階	大田原市 那須塩原市 那須町
安足県税事務所	0283-23-1411	佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎 1階	足利市 佐野市